

令和7年1月から

手数料の納付方法 が変わります！



※県の収入証紙と
国の収入印紙は
別のもので
ご注意ください。

収入証紙は廃止します。

収入証紙の**販売**は
令和6年12月末まで

購入済証紙の**使用**は
令和7年3月末まで

未使用証紙の**還付**は
令和11年12月末まで

証紙廃止後の手数料納付はキャッシュレスが便利です！

(キャッシュレス決済のご準備をお勧めします。)

証紙販売終了後(令和7年1月以降)の手数料の納付方法

※手続きによって納付方法が異なる場合がありますので、令和6年12月以降に各申請先へご確認ください。

1 オンラインでの納付



県の電子申請システムを利用して、クレジットカードやコード決済(PayPay、auPay、d払い)、コンビニ払い(現金)*によりオンラインでの納付手続き・支払いが可能となります。

*「コンビニ払い」の場合は、支払いはコンビニ店舗となります。
なお、利用できる決済手段が変更となる場合は県のホームページ等でお知らせします。

*一部の手続きでは証紙廃止前からご利用いただけます。

(証紙廃止後の納付方法の詳細については、今後、県のホームページや広報誌等でお知らせします。)

2 支払窓口での納付



振興局等の支払窓口で、クレジットカード・電子マネー等により納付。

3 手数料納付書での納付



県から交付を受けた手数料納付書を使用して銀行の窓口等において現金納付。

令和7年1月以降は、未使用の証紙は返還いただくと券面金額を返金します。

未使用証紙の返還
と返金の流れ

申請書に未使用証紙
を添えて県へ提出

県での未使用証紙の
確認と返金処理

申請者の口座へ
振込で返金

※詳しい手続きについては、今後、県のホームページ等でお知らせします。

